

静岡県立大学キャリア支援センター規則

平成19年4月1日 規則第39号

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立大学法人組織規則第8条第2項の規定に基づき、キャリア支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、静岡県立大学（以下「県大」という。）及び静岡県立大学短期大学部（以下「短大部」という。）の学生のキャリア形成を支援するための事業（以下「キャリア支援」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア支援(キャリア教育を含む。)に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) 県大及び短大部の各部局等との連携に関すること。
- (4) 学生の自主的取組への支援・連携に関すること。
- (5) 卒業生及び修了生との連携に関すること。
- (6) キャリア教育及び就職支援の研究（進路報告及び進路統計の管理又は分析を含む。）に関すること。
- (7) その他キャリア支援センターの目的を達成するために必要なこと。

(センター分所)

第4条 前条の業務のうち、短大部に係るものを分担処理するため、短大部学生部にセンター分所を置く。

- 2 センター分所に、センター分所の事務を処理するため、キャリア支援分室（以下「分室」という。）を置く。

(センターの職制)

第5条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター分所に、センター分所長、分室長を置く。
- 3 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長は、県大の教授の中から学長が選考し、理事長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第7条 副センター長は、県大の教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター分所長)

第8条 センター分所長は、短大部の教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター分所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 センター分所長は、センター分所の業務を統括する。

(事務)

第10条 キャリア支援センターに関する事務は、キャリア支援室において処理する。

(運営委員会)

第11条 センターの実務的運営を円滑にするため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。